

令和2年4月27日

保護者 様

桶川市教育委員会
教育長 岩田 泉
桶川市立加納中学校
校 長 杉田 勝弘

新型コロナウイルスに係る市内小・中学校の臨時休業期間の延長について

日頃より、本市の教育活動について、ご理解・ご協力をいただきましてありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の対策については、国の緊急事態宣言を受けた埼玉県知事からの緊急事態措置に基づき、4月8日から臨時休業期間を設定し、対応してきたところです。しかしながら、感染拡大の状況が引き続いていることを踏まえ、桶川市の対応として下記のとおり、臨時休業期間を延長することといたします。

保護者の皆様には、ご理解をいただくとともに、お子さんの健康管理に十分ご留意いただきますよう申し上げます。

記

- 1 臨時休業延長期間 令和2年5月7日(木)～令和2年5月10日(日)
- 2 入学式・始業式 現時点では、5月11日(月)が、1学期のスタートとなりますが、この日の入学式・始業式の実施方法については、学校メール・学校HP等でご連絡いたします。
- 3 その他
 - (1) 今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、臨時休業期間を変更する場合があります。学校情報メール・学校HPにご注意いただきますようお願いいたします。
 - (2) 臨時休業中の部活動は行いません。
 - (3) 臨時休業中につきましては、適宜、家庭での学習を進めていただきますようお願いいたします。
 - (4) 学校給食の再開につきましては、学校再開3日目(現時点では13日)を予定しております。